

介護保険事業者事故等 報告の取扱について

平成21年10月
恵那市

対象サービス

- ・市内の介護保険指定事業者、基準該当サービス事業者が行う介護保険サービス
- ・市の被保険者に対して行う介護保険サービス

事故等報告の流れ

× 事故等の発生 ×



○初期報告(電話等)



○発生(兼経過・最終)報告書(報告書様式)



○(経過報告書(報告書様式))



○(最終報告書(報告書様式))

※経過報告、最終報告は状況に応じて省略可

報告すべき事故等の範囲

①利用者の怪我又は死亡事故が発生したとき

- ・事業所内・居宅内でのサービス提供中のみならず、送迎中・通院介助等の外出中も含みます。
- ・医療機関で受診を要したものののみ報告してください。ただし、診察・検診のみで経過観察になったもの、湿布など比較的簡易な治療で治癒するものは報告の必要はありません。
- ・事業所の過失が無くても報告してください。
- ・疾病等による死亡でも、死因に疑義が生じる可能性がある場合は報告してください。
- ・怪我の後、状態が大きく変化した場合は、随時報告してください。

②食中毒、感染症等が疑われる状況が発生したとき

- ・感染の恐れのある疾病等と診断されたものがある場合には報告してください。
- ・集団的に下痢や嘔吐、高熱が伴う症状が出ている又はその恐れのある場合にも報告してください。

③利用者の行方が分からなくなったとき

- ・利用者が職員又は家族に断りなく外出し、外部の機関(警察・消防等)に捜索依頼を行った場合には報告してください。

④事業所の職員が法令違反、不祥事を起こしたとき

- ・職員が利用者や利用者の家族の金品等を横領、紛失等をした場合は報告してください。
- ・職員が利用者を送迎中に事故を起こした場合は、①に該当しなくても報告してください(軽微な接触事故等は除きます)。
- ・職員が利用者を虐待又はそのおそれがあるときは報告してください。

⑤その他

- 次の場合は報告してください。ただし、①～④の報告に含まれるものは除きます。
- ・事業所、サービス提供中の居宅等で火災が発生した場合
 - ・利用者から損害賠償請求があった場合
 - ・事業所が必要と判断した場合
 - ・市が必要と判断した場合

報告すべき事項

報告すべき事項は、別紙様式に記載されています。基本的には別紙様式で報告していただきますが、事業所内で使用している事故等の報告書に必要な事項を添付することにより、代えることができます。

1 事業所の概要

- ・法人名・事業所名・事業所番号・所在地・記載者・介護サービス種類

2 対象者

- ・氏名・年齢・性別・介護度・被保険者番号・住所・サービス開始日

3 事故等の概要

- ・発生日時・場所・種別・事故等の状況及び内容・事故等の原因

4 事故等発生時の対応

- ・事故等の対応・治療医療機関・治療の概要・家族への連絡及び説明状況・他の機関への連絡

5 事故等発生後の状況

- ・利用者の状態・家族への説明状況・損害賠償等・再発防止に向けての取り組み